

さかなの日賛同登録及びロゴマーク利用に関する規約

令和4年9月2日

(趣旨)

第1条

この規約は、さかなの日の制定の趣旨に賛同登録する企業・団体及び個人（以下「賛同メンバー」という。）の活動にあたり遵守すべき事項及び賛同メンバーが「さかなの日のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）」を利用する際に必要な事項を定めるものです。

(賛同メンバーの登録)

第2条

(1) 賛同メンバーとして登録を希望し、さかなの日の趣旨に即した水産物の消費拡大に取り組まれる者は、「水産庁 HP」又はメールにより水産庁漁政部加工流通課（以下「水産庁」という。）宛てに賛同メンバー登録を申請することとします。

さかなの日に賛同するすべての企業、団体（公的機関・個人事業主を含むものとし、政治団体・宗教法人及び反社会的勢力を除く。）及び個人が対象です。

(2) 賛同メンバーに登録した者については、「水産庁 HP」等において企業等の名称と取組内容を公表いたします。

(取組内容)

第3条

賛同メンバーは、さかなの日の制定に賛同している旨を表明することができます。賛同メンバーは、以下のさかなの日の制定の趣旨に沿った活動を実施するものとします。

官民が協働して、消費者に対して、魚を選択することがサステナブルという旨を訴求し、毎月3～7日の「さかなの日」に水産物の消費拡大に係る取組を行うこと。

(ロゴマークの利用条件)

第4条

賛同メンバーは、賛同メンバー登録後、「さかなの日 ロゴマークガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に従い、以下の内容を遵守して、ロゴマークを利用することができます。

(1) ロゴマークは無償で利用することができます。

(2) ロゴマークの利用について、水産庁は賛同メンバーがロゴマークを利用した商品・サービスの品質等の保証責任を負わないものとします。

(3) ロゴマークを利用した商品・サービスについて、水産庁はその正確性、適法性、合目的性等を何ら保証するものではありません。

(4) ロゴマークを利用した商品・サービスの使用を行うことについて、第三者の権利等を何ら侵害するものであってはならないものとします。

(5) ロゴマークを利用した商品・サービスについて、水産庁は、それが法令、条例、規約等に抵触しないことについて何ら保証するものではありません。

(ロゴマークの利用に関する権利)

第5条

ロゴマークの利用に関する一切の権利は、水産庁に帰属します。

(ロゴマークの利用の方法)

第6条

- (1) ロゴマークの利用方法は、ガイドラインの通りとします。
- (2) ロゴマークを利用する企業、団体及び個人（以下「利用者」という。）が、ロゴマークを改変して利用することはできません。
- (3) 水産庁は、利用者によるロゴマークの利用に当たって必要に応じて条件又は制限をつけることができるものとします。
- (4) ロゴマークの利用者による利用期間は、利用者が賛同メンバー登録をしている期間を限度とし、水産庁からの期間終了の連絡がない限り継続します。
- (5) 以下のような利用者によるロゴマークの利用は、禁止します。
 - 1 個別の商品、利用者が提供するサービス及びその他の企業、団体及び個人の活動の内容を保証するもの又は保証すると誤認させるものとしての利用
 - 2 個別の商品、利用者が提供するサービス等において商品・原材料の品質を保証すると誤認させるものとしての利用
 - 3 法令や公序良俗に反すると認められるような利用
 - 4 事務局の認めない募金活動と関連付けての利用
 - 5 他の企業、団体及び個人の商品・サービスを誹謗中傷するような利用
 - 6 その他さかなの日の趣旨に反すると認められるような利用
- (6) ロゴマークの利用により問題が生じた際、水産庁は、一切責任を負いません。ロゴマークの利用や表現にあたっては、利用方法や表現に十分注意の上、利用者の責任においてお願いします。

(ロゴマークの利用者の義務)

第7条

- (1) 利用者は、関係法規、本規約、ガイドライン、その他水産庁が随時定める規則類を厳格に遵守するとともに、さかなの日の制定の趣旨に反した利用がなされないように細心の注意を払う義務を負うものとします。また、利用者は、水産庁及びロゴマークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負います。
- (2) 利用者は、第三者がロゴマークの著作権・商標権その他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに水産庁に通知する義務を負います。
- (3) 利用者は、ロゴマークの利用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等については対応を水産庁とその都度協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用（合理的な弁護士等の専門家の費用及び訴訟費用等を含む。）は、利用者が負担するものとします。ただし、当該係争、審判、訴訟等がロゴマーク自体の権利に起因する場合は、この限りではない

ものとしします。

(4) 利用者がロゴマークの利用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該利用者は、その損害について、全責任を負うものとし、水産庁、その他の第三者が一切の損害、損失又は責任を負わないようにします。

(5) 利用者はさかなの日の制定の趣旨に即した取組について、随時、定められた方法により水産庁までご報告ください。

また水産庁からロゴマークの利用実態について調査及び確認をさせていただくことがあります。

(6) 利用者は、水産庁から別途要請がある場合は、ロゴマークの利用実態の報告やロゴマークを利用した対象物の提出等を行う必要があります。

(賛同メンバー登録情報の変更)

第8条

賛同メンバーは、登録時に水産庁に提供した情報に変更があった時は、その変更内容を遅滞なく水産庁に届け出ることとする。

(賛同メンバー登録の中止)

第9条

賛同メンバーは賛同メンバー登録を中止する場合には、水産庁に対し、その旨を伝えることにより、いつでも賛同メンバーの登録をとりやめることができます。

(取組のアンケート調査へのご協力について)

第10条

賛同メンバーは水産庁から要望があった場合には、適宜本さかなの日にに関するアンケート調査にご協力いただくこともあります。

(登録の取消し及び是正の為の処置について)

第11条

賛同メンバーがさかなの日の趣旨に反するような行為又は法令及び公序良俗に反する行為を行ったと水産庁が認めた場合、本規約、ガイドライン等に違反したと水産庁が認めた場合など水産庁が必要と認めた場合は、賛同メンバーに対して、次の措置を順次講ずることとします。

- (1) 是正のための改善要求
- (2) 警告
- (3) 賛同メンバー登録の取消し又はロゴマークの利用取消し若しくはその両方
- (4) 企業・団体名・個人名の公表
- (5) 訴訟

(個人情報の取扱いについて)

第 12 条

本規約により収集する賛同メンバーの個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」に基づき、適切に管理します。

(附則)

本規約は、令和 4 年 10 月 28 日から施行します。本規約は、事務局により事前の通知なく改訂される場合があります。改訂内容については水産庁 HP 等で通知いたしますので随時ご確認ください。